**平成２３年（フ）第６５８号**
名古屋市西区花原町223番地
破産者　村急リース工業株式会社
1　決定年月日　平成23年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第９６３号**
名古屋市名東区明が丘124番地２
破産者　株式会社フューチャーテック
1　決定年月日　平成23年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第８１１号**
兵庫県姫路市西今宿４丁目９番１号
破産者　株式会社まさみ建築事務所
1　決定年月日　平成23年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２１年（フ）第２５３号**
熊本市渡鹿３丁目９番１号
破産者　株式会社マルコー
1　決定年月日　平成23年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２３年（フ）第１１８９号**
北海道北広島市大曲工業団地２丁目５番地
破産者　株式会社パール交通
1　決定年月日　平成23年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１１９０号**
札幌市東区北37条東１丁目６番23号
破産者　株式会社パール企画
1　決定年月日　平成23年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１２７３号**
北海道千歳市幸町３丁目13番地２
破産者　有限会社礁
1　決定年月日　平成23年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１５６号**
群馬県佐波郡玉村町大字上之手1615番地の19
破産者　株式会社栄光電設
1　決定年月日　平成23年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２３年（フ）第１７３号**
群馬県高崎市通町93番地６
破産者　アイティビッズ株式会社
1　決定年月日　平成23年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２３年（フ）第２３号**
神奈川県座間市ひばりが丘５丁目８番10号
破産者　富士システム機器株式会社
1　決定年月日　平成23年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２１年（フ）第２３８号**
愛知県豊川市中条町鴻ノ巣53番地
破産者　有限会社小島屋家具店
1　決定年月日　平成23年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２２年（フ）第２３３号**
長崎県佐世保市八幡町64番地１　みづちパレス八幡208号
破産者　西川米酒店こと　西川　政俊
1　決定年月日　平成23年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２１年（フ）第４７７０号**
奈良市百楽園２丁目５番４号
破産者　松永　　忠
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第２８５号**
名古屋市中区丸の内３丁目９番11号　新丸の内ビル507号
破産者　貝沼　友浩
1　決定年月日　平成23年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第３９２号**
愛知県小牧市大字小牧原新田881番地１　エクセレント小牧原Ｂ棟101号
破産者　安藤　廣美
1　決定年月日　平成23年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第７４０号**
愛知県日進市浅田町茶園33番地１　ヒルズ茶園106、開始決定時の住所愛知県日進市岩崎町竹ノ山37番地550　ボヌールヴィラージュ201
破産者　加藤　晴樹
1　決定年月日　平成23年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１０９２号**
愛知県常滑市瀬木町４丁目15番地　ブルーローズガーデンＢ205号
破産者　笠原フェルナンドこと　ＫＡＳＳＡＷＡＲＡ　ＦＥＲＮＡＮＤＯ　ＹＡＭＡＭＯＴＯ
1　決定年月日　平成23年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１１４２号**
愛知県常滑市港町５丁目102番地　港町ステージＢ
破産者　三浦　芳美
1　決定年月日　平成23年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第１５９６号**
神戸市灘区長峰台１丁目４番８号
破産者　佐伯　博史
1　決定年月日　平成23年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１６１０号**
神戸市東灘区向洋町中５丁目10―501―2717、住民票上の住所神戸市東灘区西岡本７丁目８番11号
破産者　清水　智之
1　決定年月日　平成23年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部